

## 審 議 資 料

議案 1	令和 6 年度事業報告（案） ……	資料 1
議案 2	令和 6 年度収支決算報告（案） ……	資料 2
	監査報告書 ……	資料 3
議案 3	規約一部改正（案）	
議題 4	理事・監事の選任（案）	
議案 5	令和 7 年度事業計画（案） ……	資料 4
議案 6	令和 7 年度収支予算（案） ……	資料 5
	その他	

## 資料 1

### 令和 6 年度事業報告（案）

#### 1 組織

##### (1) 加盟団体数

令和 5 年度末：174

令和 6 年度末：176

##### (2) 加盟及び脱退の推移

動き	No.	団体名	区・市	時期
退会	1	武産合気龍山会	あきる野市	令和 6 年 3 月
	2	大都同友会	目黒区	令和 6 年 3 月
	3	リバーサイド合気会	足立区	令和 6 年 3 月
	4	町田合気会	町田市	令和 7 年 2 月
加盟	1	武産合気誠流会	あきる野市	令和 6 年 4 月
	2	駿台合気道会	杉並区	令和 6 年 7 月
	3	合気道探究会	練馬区	令和 6 年 10 月
	4	道学館	足立区	令和 6 年 11 月
	5	友志会	足立区	令和 6 年 11 月
	6	合気道北八王子道場	八王子市	令和 7 年 2 月

#### 2 第 40 回評議員会

次のとおり開催し、議案は何れも提案どおり可決承認された。

日時・場所	付議事項	出席数
4 月 20 日（土） 15:00～16:30 日本教育会館	1. 令和 5 年度事業報告(案)及び収支決算(案) 2. 令和 6 年度事業計画(案)及び収支予算(案) 3. 役員変更について 4. 規約一部改正・細則の承認	45 名 委任状提出 128 名

#### 3 理事会・正副理事長会等の開催

##### (1) 理事会は、次のとおり 11 回開催した。

回次	日時・場所	主要協議・報告事項	出席者数
第 236 回	4 月 8 日（月） 合気会 3 階 会議室 18:30-19:30	加盟団体の動向 東京武道館広域合同稽古について 新規加盟及び既加盟団体に対する同意事項に関して 評議員会について	11 名 委任状 3 名
第 237 回	5 月 27 日（月） 合気会 3 階 会議室 18:30-19:25	加盟団体の動向 第 40 回評議員会について 東京都合気道錬成大会について 初心者指導法講習会について 第 1 回東京武道館広域合同稽古について 全日本合気道連盟理事会・評議会について	14 名 委任状 1 名

		て 全国高等学校合気道演武大会につて	
第238回	6月24日(月) 合気会3階 会議室 18:30-19:19	加盟団体の動向 第2回東京武道館広域合同稽古について 東京都合気道錬成大会について 初心者指導法講習会について 選考委員選出について 東京都合気道演武大会について 広報誌42号について	14名 委任状1名
第239回 (臨時)	7月22日(月) 合気会3階 会議室 18:27-19:15	事業仮出金について 事業経費処理方法について 立替の経費処理について 決済システムの導入について	15名 委任状0名
第240回	9月9日(月) 合気会3階 会議室 18:36-19:46	加盟団体の動向 東京都合気道演武大会について 初心者指導法講習会について 理事選考委員・理事候補者の選出について 広報誌42号について 国際大会手伝い及び演武出場の件	13名 委任状2名
第241回	10月21日(月) 合気会3階 会議室 18:30-19:48	加盟団体の動向 東京都合気道演武大会について 理事選考委員の選考について 国際合気道大会について 第3回東京武道館広域合同稽古について	12名 委任状3名
第242回	11月11日(月) 合気会3階 会議室 18:30-19:28	加盟団体の動向 東京都合気道演武大会について 理事選考委員会報告について 第4回東京武道館広域合同稽古について 東京武道館杯候補者募集について	15名 委任状0名
第243回	12月16日(月) 合気会3階 会議室 18:30-19:45	加盟団体の動向 東京都演武大会について 地域社会合気道指導者研修会について 理事選考委員会報告について 評議委員会について 倫理委員会について 東京都スポーツ協会令和7年度推薦について 広報誌43号について 東京武道館杯出場団体について	13名 委任状2名
第244回	2月3日(月) 合気会3階 会議室 18:30-19:27	加盟団体の動向 地域社会合気道指導者研修会について 第5回東京武道館広域合同稽古について 少年部指導法講習会について 東京武道館錬成講習会について 評議員会について 倫理委員会について 理事候補者選考委員会について	13名 委任状2名

		創立40周年記念東京都合気道演武大会について 理事及び幹事の任期について 全日本合気道連盟役員改選について	
第245回 (臨時)	2月16日(日) (メール開催)	倫理委員会答申結果について	15名
第246回	3月3日(月) 合気会3階 会議室 19:00-20:05	加盟団体の動向について 倫理委員会について 東京武道館杯について 理事選考委員会経過報告について 少年指導法講習会について 第6回東京武道館広域合同稽古について 東京武道館錬成講習会について 評議員会について 創立40周年記念東京都合気道演武大会について	13名 委任状2名

(2) 正副理事長会は、次のとおり17回開催した。

No.	日 時	場 所
1	4月 8日(月) 14:00～	合気会4階連盟事務室 又は 合気会3階会議室
2	4月15日(月) 15:00～	
3	5月13日(月) 14:00～	
4	5月27日(月) 16:30～	
5	6月24日(月) 16:30～	
6	7月22日(月) 15:00～	
7	8月 5日(月) 15:00～	
8	9月 9日(月) 16:30～	
9	10月 7日(月) 16:30～	
10	10月21日(月) 16:30～	
11	11月11日(月) 16:30～	
12	11月25日(月) 15:00～	
13	12月16日(月) 16:30～	
14	1月27日(月) 16:30～	
15	2月 3日(月) 16:30～	
16	3月 3日(月) 16:30～	
17	3月31日(月) 16:30～	

(3) 東京都合気道連盟40周年記念準備委員会

No.	日 時	場 所
1	5月 27日(月) 19:30～	合気会3階会議室
2	7月 22日(月) 18:30～	
3	9月 9日(月) 19:47～	
4	10月 21日(月) 19:30～	

(4) 東京都合気道連盟 理事選考委員会

No.	日 時	場 所
1	10月 28日 (月) 19:00～	合気会 3階会議室
2	1月 20日 (月) 18:30～	
3	3月 3日 (月) 18:30～	
4	3月 26日 (水) 18:30～	

(5) 東京都合気道連盟 倫理委員会

No.	日 時	場 所
1	2月 4日 (月) 13:30～	合気会 4階連盟事務室
2	3月 17日 (月) 18:30～	合気会 3階会議室

(6) 1都3県情報交換会

期 日：1月27日 (月)

場 所：北海道飯田橋駅前店

出席者：藤城理事長、大田副理事長、神谷副理事長、木下副理事長、  
小柳副理事長

4 令和6年度東京都合気道演武大会

年月日	令和6年11月16日 (土)
時 間	10:00-14:50
場 所	東京武道館 大武道場
模範演武	櫻井 寛幸 本部道場指導部師範 桂田 英路 本部道場指導部師範 鈴木 俊雄 本部道場指導部師範 中村 仁美 本部道場指導部指導員
参加者	83団体、854名
参加役員	藤城理事長、大田副理事長、神谷副理事長、鈴木副理事長、 木下副理事長、小柳副理事長、美濃部理事、安藤理事、嶺岸理事、 梶浦理事、井阪理事、大橋理事、数家理事、中島理事、植田理事、 堀越監事、野瀬監事

5 令和6年度東京都合気道錬成大会

年月日	令和6年6月23日 (日)
時 間	12:30-15:30
場 所	東京武道館 第一武道場
指 導	講師 桂田 英路 本部道場指導部師範 随行 深浦 徹也 本部道場指導部指導員
参加者	37団体 (本部道場含む)、107名 (理事含む)
参加役員	藤城理事長、大田副理事長、神谷副理事長、木下副理事長 小柳副理事長、大橋理事、中島理事、美濃部理事、嶺岸理事 安藤理事、井阪理事、植田理事、堀越監事

6 令和6年度初心者指導法講習会

年月日	令和6年7月28日(日)
時間	12:00-15:00
場所	港区スポーツセンター4F 武道場1
指導	森 智洋 本部道場指導部師範
参加者	33団体(非加盟3含む)、65名
参加役員	大田副理事長、木下副理事長、美濃部理事、安藤理事、嶺岸理事、井阪理事、大橋理事、数家理事、中島理事

7 令和6年度少年部指導法講習会

年月日	令和7年2月23日(日・祝)
時間	11:30-15:00
場所	港区スポーツセンター4F 武道場1
指導	日野 皓正 本部道場指導部師範
参加者	25団体、46名
参加役員	藤城理事長、大田副理事長、木下副理事長、嶺岸理事、中島理事、梶浦理事

8 広報関連

連盟の活動及び予定の周知を図る目的として広報を発行・送付した。ホームページでの公開と各団体の掲示用にPDF版の作成を行った。

広報第42号：令和6年7月26日(金)発行

広報第43号：令和7年1月13日(月)発行

9 (公財)合気会関係主要事項

(1) 開祖・吉祥丸二代道主を偲ぶ会

令和6年4月26日(金)、合気道本部道場において開催された。

(2) 合気神社例大祭(植芝家主催)

令和6年4月29日(月・祝)、合気神社において開催された。

(3) 第61回全日本合気道演武大会

令和6年5月25日(土)、日本武道館において開催された。

(4) 第12回全国合気道指導者研修会

年月日	令和6年11月1日(金)～3日(日)
場所	日本武道館研修センター
講師	植芝 充央 合気道本部道場長 尾崎 响 全日本合気道連盟理事長 林 典夫 (公財)合気会常務理事 金澤 威 合気道本部道場指導部師範 森 智洋 合気道本部道場指導部師範 日野 皓正 合気道本部道場指導部師範 梅津 翔 合気道本部道場指導部師範 中村 仁美 合気道本部道場指導部指導員

事務局	飯原 宏享 (公財) 合気会総務部
参加者	58名
参加理事	藤城理事長、大田副理事長、植田理事

(5) 令和6年度合気道同世代交流合宿

令和6年年11月22日(金)～24日(日) 田辺スポーツパークにて開催された。

(6) 越年稽古

令和6年12月31日(火)～令和7年1月1日(水)、合気道本部道場において開催された。

(7) 全国道場・団体連絡会議 / 新年賀詞交換会

令和7年1月11日(土)、全国道場・団体連絡会議が合気道本部道場において、新年賀詞交換会が京王プラザホテルにおいて開催された。

(8) 合気道本部道場鏡開き式

令和7年1月12日(日)、合気道本部道場において開催された。

10 (公財)合気会傘下団体主催行事への協力

(1) 第20回全国高等学校合気道演武大会

年月日	令和6年8月2日(金)
場 所	東京武道館 大武道場
模範演武 指 導	植芝 充央 本部道場長 鈴木 俊雄 本部道場指導部師範
参加者	36校、18道場、約350名

(2) 第63回全国学生合気道演武大会

年月日	令和6年11月30日(土)
場 所	日本武道館
総合演武 指 導	植芝 充央 本部道場長 小山 雄二 本部道場指導部師範
参加者	73団体 約600名

(3) 第63回全自衛隊合気道演武大会

年月日	令和6年12月7日(土)
場 所	防衛省市ヶ谷駐屯地体育館
模範演武	植芝 充央 本部道場長
参加者	約200名

(4) 第14回国際合気道大会

年月日	令和6年9月30日(月)～10月6日(日)
場 所	国立オリンピック記念青少年総合センター
参加者	73の国と地域(オブザーバー14か国)、 会議:200名、講習会:約800名

11 (公財)日本武道館関係主要事項

(1) 第46回全日本少年少女武道（合気道）錬成大会

年月日	令和6年7月21日（日）
場 所	日本武道館
大会名誉会長	植芝 守央 道主
模範演武 指 導	植芝 充央 本部道場長 A班：本部道場指導部師範・指導員 B班：植芝 充央 本部道場長
参加者	138団体 1514名

12 (公財) 東京都スポーツ協会関係主要事項

(1) 各種申請書、報告書の提出

- ① 令和5年度及び令和6年度事業関係書類  
(令和5年度事業報告書及び決算書並びに令和6年度事業計画書及び予算書)  
令和6年4月30日（火）提出
- ② 令和7年度生涯スポーツ功労者、生涯スポーツ優良団体表彰候補者の推薦  
令和6年12月23日（月）提出

(2) 会議等への出席

① 会議

会議名	期 日	場 所	出席者
令和6年度加盟団体事務局長会議	4月24日（水）	(公財)東京都スポーツ協会 Japan Sport Olympic Square 14階 会議室	木下副理事長
令和6年度第1回加盟団体向け研修会	6月10日（月）	(公財)東京都スポーツ協会 Japan Sport Olympic Square 14階 会議室	藤城理事長
令和6年度第2回加盟団体向け研修会	2月13日（木）	(公財)東京都スポーツ協会 Japan Sport Olympic Square 10階 会議室	藤城理事長

② 行事

第77回都民体育大会・第25回東京都障害者スポーツ大会合同開会式

年月日	令和6年5月12日（日）
場 所	東京体育館・メインアリーナ
表彰	都スポーツ協会生涯スポーツ功労者表彰 大橋 健司 理事 都スポーツ協会生涯スポーツ優良団体表彰 国分寺合気会

13 (公財) 東京都スポーツ文化事業団 東京武道館関係主要事項

(1) 行事

① 令和6年度広域合同稽古

	年 月 日	時 間	講 師

第1回	令和6年4月18日(木)	18:30～ 20:00	難波 弘之 本部道場指導部師範
第2回	令和6年6月6日(木)	18:30～ 20:30	小山 雄二 本部道場指導部師範
第3回	令和6年9月19日(木)	18:30～ 20:30	佐々木貞樹 本部道場指導部師範
第4回	令和6年11月14日(木)	18:30～ 20:30	伊藤 真 本部道場指導部師範
第5回	令和7年1月16日(木)	18:30～ 20:30	梅津 翔 本部道場指導部師範
第6回	令和7年3月13日(木)	18:30～ 20:30	日野 皓正 本部道場指導部師範

② 第22回東京武道館杯 演武発表

年月日	令和7年2月11日(日・祝)
場 所	東京武道館
演武者	関根 史郎 六段(新星合気道) 植田 純子 四段(荒川合気会 赤羽岩淵道場長) 菅原 耀 弐段(木下道場)
参加理事	藤城理事長、大田副理事長、植田理事、井阪理事

③ 令和6年度地域社会(足立区)合気道指導者研修会

年月日	令和6年12月21日(土)～22日(日)
時 間	10:00-16:00
場 所	東京武道館 第一武道場
中央派遣講師	大澤 勇人 本部道場指導部師範 村田憲一郎 北海道大学合気会合気道部顧問
地方講師	山本 高英 <公財>合気会監事 貝塚 茂樹 武蔵野大学教授
参加者	38団体、84名(役員含む)
参加理事	藤城理事長、木下副理事長、美濃部理事、嶺岸理事、梶浦理事、井阪理事、植田理事、野瀬監事

④ 令和6年度合気道錬成講習会

年月日	令和7年3月20日(木・祝)
場 所	東京武道館 第一武道場
指 導	講師 桜井 寛幸 本部道場指導部師範 難波 弘之 本部道場指導部師範 随行 アレクシ セシナス 本部道場指導部指導員 野中 力樹 本部道場指導部 指導員
参加者	参加人数37名、他役員12名
参加理事	藤城理事長、大田副理事長、神谷副理事長、木下副理事長、小柳副理事長、嶺岸理事、数家理事、大橋理事、梶浦理事、中島理事、植田理事、井阪理事

(2) 会議等

① 東京武道館武道協議会

月 日	場 所	内 容	出席者
6月12日(水)	東京武道館	第1回理事会	大田副理事長
11月8日(木)	東京武道館	第2回理事会	藤城理事長、大田副理事長
3月26日(水)	東京武道館	第3回理事会	なし

② 事前打ち合わせ

会議名	期 日	場 所	出席者
演武大会事前 打ち合わせ	9月6日(金)	東京武道館	藤城理事長 大田副理事長 小柳副理事長 安藤理事
地域社会合気道指導者 研修会事前打ち合わせ	12月20日(木)	東京武道館	藤城理事長、 木下副理事長 井阪理事

14 全日本合気道連盟関係主要事項

次のとおり、会議に参加した。

月 日	会議名	場 所	出席者
5月24日(金)	令和6年度第1回理事会	日本教育会館	藤城理事長
5月24日(金)	令和6年度第1回評議員会	日本教育会館	藤城理事長 木下副理事長
1月11日(土)	令和6年度第2回理事会	合気会3階会議室	藤城理事長

## 令和6年度収支決算報告(案)

東京都合気道連盟

自: 令和6年4月1日 至: 令和7年3月31日

収 入		支 出	
前年度繰越金	3,879,209	組織加盟費	920,000
連盟会費	2,490,000	通信費	12,796
その他の収益	0	諸会費	39,500
受取利息・雑収入	1,886	会議費	0
評議員会	414,000	事務・消耗品費	11,207
理事会	0	慶弔交際費	302,340
錬成大会	202,000	広告費	36,304
演武大会	800,328	事務所管理費	210,000
都体協助成金	200,000	交通費	30,974
地域社会研修会	0	支払手数料	5,767
初心者指導法	118,000	謝礼金等	0
その他	0	評議員会	425,600
少年部指導法	96,000	理事会	278,000
武道館杯謝金	30,000	錬成大会	122,667
		演武大会	1,330,494
		地域社会研修会	14,800
		初心者指導法	96,709
		広報事業	415,402
		少年部指導法	84,804
		助成金返金・積立金	0
		合 計	4,337,364
		収支差額	3,894,059
	8,231,423		8,231,423

一般運営費収入

6,371,095

一般運営費支出

1,568,888

## 貸借対照表

資 産		負債及び資本	
郵便貯金	1,021,781	収支差額	3,894,059
三井住友銀行	2,243,940	周年行事積立金	2,500,000
郵便振替	541,044		
現金	21,294	令和7年度評議員会会費	121,000
周年行事積立金	2,500,000		
令和7年東京武道館	187,000		
	6,515,059		6,515,059

## 監査報告書

東京都合気道連盟

理事長 藤城 清次郎 殿

令和 6 年度事業状況並びに会計（収支決算書・貸借対照表・収入支出明細一  
覧）を監査しました結果、正確かつ妥当であることを認めます。

令和 7 年 4 月 7 日

監事

堀越 祐嗣



監事

野瀬 輝男



## 令和7年度事業計画（案）

## 1 東京都合気道連盟主催事業

## (1) 創立40周年記念令和7年度東京都合気道演武大会の開催

期日：令和7年6月15日（日）

場所：東京武道館 大道場

総合演武：植芝 充央本部道場長

## (2) 創立40周年記念令和7年度東京都合気道錬成大会の開催

期日：令和7年12月14日（日）

場所：東京武道館 大道場

講師：植芝 充央本部道場長

## 2 広報の実施

連盟の活動及び予定の周知を図る目的として広報を発行、ホームページでの公開と各団体の掲示用にPDF版の作成を行う。

広報第44号：令和7年8月発行

広報第45号：令和8年1月発行

## 3 会議の開催

## (1) 評議員会：年1回(予定)

## (2) 理事会：年10回(予定)

## (3) 正副理事長会：年10回(予定)

## 4 (公財) 東京都スポーツ協会主催事業への参加

## (1) 第78回都民体育大会・第26回東京都障害者スポーツ大会合同開会式

期日：令和7年5月10日（土）

場所：東京体育館（メインアリーナ）

## (2) 会議等への出席

1 加盟団体事務局長会議：令和7年4月（予定）

2 加盟団体代表者会議：令和7年6月、令和7年3月（予定）

3 幹部中央研修会：令和8年1月(予定)

## 5 (公財) 東京都スポーツ文化事業団 東京武道館主催事業への参加

## (1) 行事

## ① 合気道広域合同稽古

場所：東京武道館 第一武道場

時間：毎回18:30～20:30

期日及び講師

回	期 日	講 師
第1回	令和7年4月17日(木)	難波 弘之 本部道場指導部師範
第2回	令和7年7月3日(木)	未定・合気道本部道場指導部師範
第3回	令和7年9月11日(木)	未定・合気道本部道場指導部師範
第4回	令和7年12月4日(木)	未定・合気道本部道場指導部師範
第5回	令和8年1月22日(木)	未定・合気道本部道場指導部師範
第6回	令和8年3月5日(木)	未定・合気道本部道場指導部師範

- 2 第23回東京武道館杯 演武発表  
期日：令和8年2月11日(水・祝)  
場所：東京武道館 大道場  
演武参加者等：未定
- 3 令和7年度地域社会(足立区)合気道指導者研修会  
期日：令和8年2月28日(土) 3月1日(日)  
場所：東京武道館 第一武道場  
中央講師：未定・合気道本部道場指導部師範

(2) 会議等への出席

- ① 東京武道館武道協議会理事会：令和7年6月、10月及び令和8年2月(予定)
- ② 東京武道館利用者懇談会：令和8年3月(予定)

6 (公財)合気会主催行事への参加

一般の参加が認められる行事に積極的に参加する。

- (1) 開祖・吉祥丸道主を偲ぶ会  
期日：令和7年4月26日(土)  
場所：合気道本部道場
- (2) 合気神社例大祭(植芝家主催)  
期日：令和7年4月29日(火・祝)  
場所：合気神社
- (3) 第62回全日本合気道演武大会  
期日：令和7年5月24日(土)  
場所：日本武道館
- (4) 第2回 IAF 国際青年合気道大会  
期日：令和7年10月24日(金)～26日(日)  
場所：港区スポーツセンター
- (5) 第13回全国合気道指導者研修会  
期日：令和7年10月31日(金)～11月2日(日)  
場所：日本武道館研修センター
- (6) 令和7年度合気道同世代交流講習会  
期日：令和7年12月20日(土)～21日(日)  
場所：未定

(7) 越年稽古

期日：令和7年12月31日(水)～令和8年1月1日(木)  
場所：合気道本部道場

7 (公財)合気会傘下団体主催行事への協力

(1) 第22回全国高等学校合気道演武大会

主催：全国高等学校合気道連盟  
期日：令和7年8月6日(水)  
場所：東京武道館

(2) 第64回全国学生合気道演武大会

主催：全国学生合気道連盟  
期日：令和7年11月29日(土)  
場所：日本武道館

(3) 第64回全自衛隊合気道演武大会

主催：防衛省合気道連合会  
期日：令和7年12月13日(土)  
場所：防衛省市ヶ谷駐屯地体育館

8 組織の充実・拡大に努める

- (1) 連盟の活動状況を周知するため、適宜HPを更新する。
- (2) 連盟未加盟の団体に対して、加盟を呼びかけ組織の充実拡大を図る。

9 都連及び加盟団体の健全な組織運営の維持に努める。

合気会の「道場および団体の登録・公認ガイドライン」に明記されている遵守義務等を基本として、健全な組織運営を維持するための施策を推進する。

- (1) 加盟団体には「都連倫理に関する行動規範」の熟読と理解を求め、これを遵守する健全な組織運営の気風醸成を促す。
- (2) 実効的に倫理委員会を運営する。

10 東京都合気道連盟創立40周年事業に向けて

- (1) 実行委員会を発足し準備する。

# 令和7年度収支予算(案)

東京都合気道連盟

## 収入の部

科 目			予 算 額		
款	項	目	金 額	合 計	備 考
<b>会費収入</b>				<b>2,640,000</b>	
	連盟会費		<b>2,640,000</b>		15,000円×176団体
<b>事業収入</b>				<b>4,348,500</b>	
	演武会	東京都合気道演武大会(6/15)	<b>1,400,000</b>		40周年記念演武大会 参加費 1,000円×1200名 1,200,000 懇親会10,000×20 200,000
	講習会	東京都合気道錬成大会(12/14)	<b>1,000,000</b>		40周年記念錬成大会 参加費 2,000円×500名 1,000,000
	祝賀会	連盟創立40周年記念(12/14)	<b>1,500,000</b>		祝賀会 150×10,000 1,500,000
	評議員会		<b>448,500</b>		情報交換会参加費 6,500円×69名 448,500
<b>補助収入</b>				<b>200,000</b>	
	(公財)東京都体育協会		<b>200,000</b>		東京都合気道連盟広報助成金
<b>前年度繰越金</b>			<b>3,894,059</b>	<b>3,894,059</b>	
<b>合 計</b>				<b>11,082,559</b>	

※予算額(収入)は令和6年度参加者実績を元に定めた。

※演武大会、錬成大会は周年行事として計上。

## 支出の部

科 目			予 算 額	
款	項	目	金 額	備 考
<b>事業費</b>			<b>9,145,000</b>	
	組織加盟費	全日本合気道連盟	750,000	年会費
		東京都体育協会	160,000	分担金・賛助金
		東京武道館武道協議会	10,000	年会費
	講習会	錬成大会	1,400,000	40周年記念
	演武会	大会諸費	2,394,000	40周年記念 2,044,000 懇親会35
	その他 参加事業	地域社会研修会 初心者・少年部指導 法講習会	15,000 0	
		祝賀会	東京都合気道連盟創 立40周年記念	1,500,000
	広報	広報誌印刷・郵送費	416,000	(年2回)
	40周年記 念事業	記念品・記念誌・補助	2,500,000	周年行事積立金より
<b>管理費</b>			<b>1,360,000</b>	
	会議費	評議員会	426,000	
		理事会	278,000	
		周年実行委員会	0	
	事務費	通信費	13,000	
		諸会費	40,000	
		事務・消耗品費	12,000	
		事務所管理費	210,000	
		慶弔・交際費	303,000	
		広告費	37,000	暑中・年賀広告
		交通費	31,000	会議交通費を含む
		雑費(支払手数料)	10,000	
<b>予備費</b>			<b>577,559</b>	
	予備費		577,559	
<b>合 計</b>			<b>11,082,559</b>	<b>11,082,559</b>

※予算額(支出)は令和6年度支出額を元に、百円単位以下を繰り上げて定めた。

※演武大会、錬成大会は周年行事として計上。

## 東京都合気道連盟規約に関する細則追加案

### 第11条（理事および監事の就任条件）

1. 理事および監事は就任日(改選時は4月1日)に満年齢70歳未満でなければ就任出来ないものとする。
2. 理事長としての在任期間は3期までとする。
3. この細則は令和7年4月19日第248回理事会において議決され令和7年4月20日より実施する。

# 東京都合気道連盟規約改正案

第41回評議員会資料

令和7年4月19日  
東京都合気道連盟

## 【現行】

### 第11条（役員任期）

1. 役員任期は3年とし、再任を妨げない。

## 【改正案】

### 第11条（役員任期）

1. 役員任期は3年とし、その就任の条件については別に細則で定める。

### 第29条（附則）

13. 本規約は令和7年4月19日一部改正のうえ即日実施する。

# 東京都合気道連盟倫理に関する行動規範

(前 文)

この「東京都合気道連盟倫理に関する行動規範」は、東京都合気道連盟に加盟する団体(以下、「加盟団体」という。)がその運営を健全に行うにあたって遵守すべき事項を明示するものとする。

加盟団体としての自らの誓約として認識し、倫理上の問題発生を自ら未然に防止することをその目的とする。

- 公益財団法人合気会の掲げる合気道倫理憲章及び行動規範の理念に従い行動する。
- 公益財団法人合気会の登録・公認ガイドライン及び登録・公認規程に従い誠意をもって行動する。
- 公益財団法人東京都スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドラインに従い誠意をもって行動する。
- 東京都合気道連盟規約に則り誠意をもって行動する。
- 上述の憲章、規範、規程等の規定に則り、特に各種ハラスメント及び不適切な経理処理の排除を徹底する。
- 加盟団体相互の融和と円滑な連携に努める。

令和7年 2 月 3 日  
東京都合気道連盟

追記

この規範の実効性を確保するため、倫理委員会を設置する。倫理委員会の組織及び運営は理事会により別に定める。

**【参考】**

公益財団法人合気会 合気道倫理憲章

<http://www.aikikai.or.jp/pdf/rinri.pdf>

公益財団法人合気会 行動規範

<http://www.aikikai.or.jp/pdf/kodo.pdf>

公益財団法人合気会 道場及び団体の登録・公認ガイドライン

<http://www.aikikai.or.jp/pdf/torokuguide.pdf>

公益財団法人合気会 道場及び団体の登録・公認規定

<http://www.aikikai.or.jp/pdf/torokukitei.pdf>

公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン

<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/somu/doc/rinrikitei3.pdf>

東京都合気道連盟規約

[https://www.tokyo-aikido.com/document/20240420\\_torenkiyaku.pdf](https://www.tokyo-aikido.com/document/20240420_torenkiyaku.pdf)

# 東京都合気道連盟倫理委員会に関する細則

## 第1条（目的）

この細則は、東京都合気道連盟（以下「都連」という。）が、東京都における合気道団体を総括する唯一の団体としてその自覚と責任を持ち、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、合気道の普及と振興を通じて、その社会的使命を果たしていくために、東京都合気道連盟倫理に関する行動規範に基づいて設置する倫理委員会について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条（事業）

委員会は、次の事項を遂行する。

- （1）都連役員・都連加盟団体関係者が東京都合気道連盟倫理に関する行動規範に違反する行為を行った恐れがあると認められる場合に、理事会の求めに応じ、事実関係の確認を行い、その結果を報告すること。
- （2）理事会の求めに応じ、都連役員・都連加盟団体関係者について、東京都合気道連盟倫理に関する行動規範に基づく改善勧告等の検討に関すること。

## 第3条（委員）

委員会に次の委員をおく。

- （1）委員長 1名
- （2）委員 若干名

## 第4条（選任）

委員長は、理事長とする。

- 2 委員は、委員長が都連理事及び有識者のうちから推挙し、理事会に諮った上で委嘱する。

## 第5条（任期）

委員の任期は、委嘱日より開始し、都連理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

## 第6条（委員会）

委員会は委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取する事が出来る。
- 4 委員会は、原則として無報酬で活動する。
- 5 この細則に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

## 第7条（細則の変更）

この細則は、理事会の議決による。

### 附則

- 1 この細則は、令和7年2月3日より実施する。

# 道場および団体の登録・公認ガイドライン

公益財団法人 合気会

## 目 次

### I. 道場および団体の登録・公認ガイドラインとは ..... 2

1. ガイドラインの趣旨
2. 施行時期

### II. 登録 ..... 3

1. 登録申請
2. 登録要件
3. 登録道場および団体名称
4. 名称の制限
5. 名称の変更
6. 登録の承認
7. 登録の公表
8. 遵守義務等
9. 事故、不祥事の対応
10. 登録事項の変更
11. 登録の不承認
12. 登録の抹消
13. 登録の更新
14. その他
15. 連絡先等

### III. 公認 ..... 8

1. 公認申請
2. 公認要件
3. 公認手続き
4. 公認道場および団体名称
5. 公認の認定
6. 公認証
7. 公認の公表
8. 遵守義務等
9. 公認の不承認
10. 公認の抹消
11. 公認の更新申請
12. 費用
13. 準用
14. 連絡先等

- 別添： ① 様式1「道場および団体登録用紙」  
② 様式2「総括表」  
③ 様式3「公認申請用紙」  
④ 様式1 および様式2の記入方法

# I. 道場および団体の登録・公認ガイドラインとは

## 1. ガイドラインの趣旨

- (1) (公財)合気会は、平成23年1月に「道場および団体の登録・公認規程」を定め、平成23年4月より「道場および団体の登録・公認制度」を導入することと致しました。このガイドラインは、規程においてガイドラインに委ねられている「登録の要件」「承認の手続き」「登録抹消の手続き」「遵守義務の内容」、さらに「公認の要件」等を具体的に適用するための重要な内容を定めたものです。
- (2) また、このガイドラインは、登録・公認という(財)合気会にとって新しい制度の手順や仕組み、様式などについて分かりやすく説明するものです。  
合気道道場および団体が(財)合気会に新規登録するための方法や、名称の変更等による登録の内容変更などについては、「II. 登録」をご覧ください。また公認道場および団体については、「III. 公認」をご覧ください。

## 2. 施行時期

- (1) 登録制度  
平成23年4月1日より
- (2) 公認制度  
平成23年10月1日より

## II. 登録

### 1. 登録申請

- (1) 登録申請は、道場および団体が運営する稽古場所を単位として行ってください。登録申請用紙は、道場および団体登録用紙（様式1）に総括表（様式2）を添付してください。
- (2) 代表者または指導者が複数の道場および団体を指導している場合には、道場および団体登録用紙（様式1）を必要な枚数分コピーし、総括表（様式2）を添付してください。
- (3) 指導者ならびに主たる稽古者が同一であって、施設の都合などで稽古場所を曜日で変えて複数使用の場合は、すべての稽古場所を登録申請してください。道場および団体登録用紙（様式1）を必要な枚数分コピーし、総括表（様式2）を添付してください。

### 2. 登録要件

- (1) 代表者および指導者が、次に記述する合気道の精神と行動規範を十分に理解し、稽古に参加する者に対し、普及実践すること。
  - ① 合気道は、勝敗や優劣を争う競技スポーツではなく、日本の武道の伝統に基づきながら新しい息吹を吹き込んだ純粋な現代武道である。
  - ② 合気道は、自然と自己との調和、心と身体の調和を目指しながら稽古する心身鍛錬法である。
  - ③ 合気道は、学校教育に資する武道でもあり、老若男女を問わない生涯学習の道である。
  - ④ 合気道は、世界人類の調和と平和の精神を持って、人間交流の絆となる。
- (2) 登録道場および団体が次の要件を充たすこと。
  - ① 代表者が道場設置・運営について責任を持つこと。
  - ② 指導者は、合気道道主が許可し、(公財)合気会に登録された四段以上であること。
  - ③ 5人以上の稽古者がいること。
  - ④ 週1回以上の稽古をしていること。
  - ⑤ 主たる稽古場所を安定して有すること。

ただし指導者が(公財)合気会本部道場指導部の指導を受けている場合、もしくはその地域の公認道場および団体から四段以上の指導者の派遣受入れが確約されている場合には②項を除く。

### 3. 登録道場および団体名称

登録道場および団体は、冠または肩書きとして「(公財)合気会登録」の名称を用いることができます。

例) 冠として用いる場合	(公財)合気会登録〇〇道場
肩書きとして用いる場合	(公財)合気会登録道場 〇〇道場

### 4. 名称の制限

登録を申請する道場および団体の名称が、以下に該当する場合には登録は認められません。

- (1) 「(公財)合気会」もしくは「合気会」の名称を冠すること。
- (2) (公財)合気会の直属組織と誤認される恐れのある「××支部」の名称を用いること。

用いて良い例)	□□道場〇〇支部、□□館〇〇支部
用いてはいけない例)	××支部、◇◇県××支部

- (3) 名称の頭または末尾、その他に、地域の代表組織と誤認される恐れのある「〇〇連盟」、もしくは「〇〇協会」の名称を付すこと。
- (4) 同一地域にすでに存在している名称、他団体から異論の出る可能性のある名称、合気道団体として相応しくない名称等を付すこと。

### 5. 名称の変更

- (1) 既に「4. 名称の制限」に該当する名称を使用されている登録道場および団体については、平成23年12月末日までに、名称の変更をお願いします。
- (2) 名称変更については、「1. 登録申請」と同様に別添様式1、2に必要事項を記入して手続きしてください。

## 6. 登録の承認

申請が登録要件を充たされていると判断された場合は、理事長の承認を経て(財)合気会の登録道場および団体名簿に登録し、申請者に対し文書または電子的方法を用いて通知されます。

## 7. 登録の公表

(公財)合気会は、登録道場および団体の基本的事項を(公財)合気会ホームページ上に公表します。

## 8. 遵守義務等

- (1) 登録道場および団体とその代表者・指導者は、合気道の道統と合気道の精神を尊重しその高揚に努めるものとし、合気道および(公財)合気会ならびに他の道場の名誉を傷つけるなどの行為をしてはいけません。
- (2) 登録道場および団体とその代表者・指導者は、法令および(公財)合気会の諸規程等を遵守し、公序良俗に反する行為をしてはいけません。
- (3) (公財)合気会から指導、是正勧告又は要請がなされた場合、登録道場および団体は誠実にこれに従ってください。
- (4) 同じ稽古場所において異なる曜日、時間で稽古する他の道場および団体とは必要に応じ連絡をとり、友好的な関係を促進してください。

## 9. 事故、不祥事の対応

- (1) 登録道場および団体に事故や不祥事が生じた場合、その道場および団体が自己の責任において対処してください。また、その顛末をすみやかに(公財)合気会に報告してください。
- (2) 代表者や指導者に重大な不祥事が生じたとき、あるいは代表者や指導者の監督不行き届きにより登録道場および団体に重大な不祥事が生じたときには、(公財)合気会により相応の指導あるいは登録の抹消などが行われることがあります。

## 10. 登録事項の変更

様式1に示す項目②～⑩に変更がある場合、様式1を用いて道場および団体名ならびに変更箇所を記入し、すみやかに（公財）合気会に申し出てください。

## 11. 登録の不承認

次のような道場および団体からの申請があった場合には、登録は認められません。

- (1) 登録要件（本ガイドラインⅡ.2）を充たさない道場および団体。
- (2) （公財）合気会の方針や活動に照らして相応しくないと判断される道場および団体。
- (3) 合気道と無関係の道場および団体や組織。
- (4) 反社会的行為を為す恐れのある団体や組織、あるいは代表者あるいは指導者がそれらの団体や組織に関係している道場および団体。

## 12. 登録の抹消

以下の場合には登録が抹消されることがあります。

なお、(3)～(6)を理由とする抹消にあたっては、（公財）合気会の所定の手続きを経て行います。

- (1) 道場および団体が解散したとき。
- (2) 登録されている道場および団体から、登録抹消の申し出があったとき。
- (3) 登録要件を充たさなくなり、かつ回復の見込みが無いと判断されるとき。
- (4) 登録の更新において、道場および団体が更新手続きに応じないとき。
- (5) 著しい遵守義務違反、違背行為があったとき。  
但し、是正策を講じ改善が図られた場合は、その状況を勘案し考慮することがあります。
- (6) （公財）合気会により登録道場および団体として適当でないと判断されたとき。

### 13. 登録の更新

(公財)合気会は、登録情報の適正な把握のために、適切な期間ごとに登録の更新をお願いすることがあります。

### 14. その他

- (1) 登録に際し、現時点で(公財)合気会が登録者から登録料を徴収することはありません。
- (2) 登録の際にご連絡いただいた道場および団体のホームページの内容が(公財)合気会の趣旨に合わない場合には、内容の修正をお願いすることがありますのでご了承ください。
- (3) 登録申請で取得する個人情報の取り扱いについては、「公益財団法人合気会個人情報保護方針」をご参照ください。

### 15. 連絡先等

登録道場および団体の申請および関連事項のお問い合わせは、下記までお願いします。

(公財)合気会 総務部総務課 登録担当  
〒162-0056 東京都新宿区若松町 17 番 18 号  
電 話 03(3203)9236(代)  
FAX 03(3204)8145  
e-mail aikido@aikikai.or.jp

## Ⅲ. 公認

### 1. 公認申請

公認申請は、登録された道場および団体ごとに行ってください。

### 2. 公認要件

- (1) 合気道の普及並びに振興の核となるに相応しくかつ他の模範となる道場および団体。
- (2) その道場および団体の代表者または指導者は、合気道道主が許可し、(公財)合気会に登録された五段位以上であること。
- (3) その道場および団体が登録後3年以上順調に活動を続けていること。
- (4) その道場および団体は、原則として活動する都道府県の連盟に加盟していること。
- (5) 日本国内で活動している登録道場および団体であること。

### 3. 公認手続き

公認を申請しようとする登録道場および団体は、別添様式3「公認申請書」に必要な事項を記入して申請してください。

### 4. 公認道場および団体名称

公認道場および団体は、冠または肩書きとして「(公財)合気会公認」の名称を用いることができます。

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| 例) 冠として用いる場合 | (公財)合気会公認〇〇道場       |
| 肩書きとして用いる場合  | (公財)合気会公認道場<br>〇〇道場 |

### 5. 公認の認定

公認は、(公財)合気会組織内に設けられた(公財)合気会登録・公認委員会の諮問を経て、理事長が決定します。

## 6. 公認証

公認道場および団体には、「公認証」を交付します。

## 7. 公認の公表

(公財)合気会は、公認道場および団体の基本的事項を(公財)合気会ホームページ上に公表します。

## 8. 遵守義務等

公認道場および団体の代表者・指導者は、常に、合気道の精神と技を探求し、合気道の普及並びに振興の核となるに相応しくかつ他の模範となるべく精進し、合気道を通じて社会の発展に貢献・尽力してください。

## 9. 公認の不承認

公認要件を充たさない、あるいは相応しくないと判断される道場および団体には、公認は認められません。

## 10. 公認の抹消

(公財)合気会は、公認された道場および団体が、次の各項に該当する場合は公認を抹消します。なお、(4)または(5)を理由とする抹消にあたっては、(公財)合気会の所定の手続きを経て行います。

- (1) 道場および団体が解散したとき。
- (2) 道場および団体が公認の取り消しを申請したとき。
- (3) (公財)合気会における、登録道場および団体の資格を喪失したとき。
- (4) 公認要件を充たさなくなり、かつ回復の見込みが無いと判断されるとき。
- (5) 遵守義務に違反したとき。

## 11. 公認の更新申請

公認道場および団体は、別途定める期間ごとに公認の更新が必要です。

## 12. 費用

公認および更新を受けるにあたっては、別途定める費用が必要です。

## 13. 準用

このガイドラインの「II. 登録」に定めたもののなかで、可能なものは公認に準用します。

## 14. 連絡先等

公認道場および団体の申請および関連事項のお問い合わせは、下記までお願いします。

(公財) 合気会 総務部総務課 公認担当  
〒162-0056 東京都新宿区若松町 17 番 18 号  
電 話 03 (3203) 9236 (代)  
FAX 03 (3204) 8145  
e-mail aikido@aikikai.or.jp